

## 名古屋市緑政土木局 請負工事検査要領

### (目的)

第1 この要領は、緑政土木局において、「地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項」に基づき行う請負工事の検査について必要な事項を定め、工事の適正かつ効率的な施行を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資することを目的とする。

### (検査員)

第2 検査員は、「名古屋市緑政土木局検査員等指定規程」（平成18年4月1日制定）により指定された者とする。

### (検査の種類)

第3 検査員は、次の検査を行うものとする。

- (1) 完了検査 工事の完成を確認する検査
- (2) 出来高検査 部分払いをするため、出来高部分の完成を確認する検査
- (3) 中間検査 工事の途中において、市長が必要と認めた時に行う技術検査

### (検査の時期)

- 第4 完了検査は、工事完了届を受理した日から14日以内に行うものとする。
- 2 出来高検査は、出来高調書を受理した日から14日以内に行うものとする。
  - 3 中間検査は、別に定める時期に行うものとする。

### (検査の準備)

第5 担当監督員は、次の各号について措置するものとする。

- (1) 請負人に対する検査実施の通知
  - (2) 契約図書、当該契約図書に指示された書類その他必要な書類の整備
- 2 請負人は、次の各号について措置するものとする。
- (1) 工事現場における起・終点、測点、仮BM等の表示
  - (2) 別表1に掲げる検査用具のうち、当該検査に必要な用具の準備

### (検査の立会)

第6 検査は、本市の担当監督員又は主任監督員が立会い、請負人においては、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の立会いのもとに行うものとする。

### (検査の内容)

第7 検査は、当該工事の出来高を対象とし、工事関係図書に基づき工事の実施状況、出来形及び品質等について確認し、合否の判定を行うものとする。

### (実施状況の検査)

第8 実施状況の検査は、出来形管理、品質管理、その他の実施状況に関する各種の記録（工事施工記録写真帳を含む）と設計図書等とを対比し、請負工事施工管理基準等に留意して、施工管理状況及び施工内容の適否の判断を行うものとする。

(出来形の検査)

第9 出来形の検査は、位置及び出来形寸法について、設計図書と対比して請負工事施工管理基準に留意して行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合は、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(品質の検査)

第10 品質の検査は、品質及び出来映えについて、設計図書と対比して品質管理基準に留意して行うものとする。ただし、外部からの観察、施工管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(検査の結果)

- 第11 検査員は、検査を終了したときは、「名古屋市緑政土木局請負工事施行要綱」(以下「施行要綱」という。)に基づき、検査調書(施行要綱第18号様式)を作成するものとする。
- 2 検査員の検査により工事の完成が確認されたとき担当監督員は、請負人に対して工事完了確認通知書(施行要綱第19号様式)を交付するものとする。
  - 3 出来高検査により出来高が確認されたとき担当監督員は、請負人に対して工事出来高確認通知書(施行要綱第23号様式)を交付するものとする。
  - 4 中間検査により工事の中間が確認されたとき担当監督員は、請負人に対して工事中間確認通知書(施行要綱第25号様式)を交付するものとする。
  - 5 前3項の検査により、工事の不合格が確認されたときは、担当監督員は、請負人に対して、第2項の検査による場合にあつては、検査結果通知書(施行要綱第20号様式)、第3項の検査による場合にあつては、出来高検査結果通知書(施行要綱第24号様式)、第4項の検査による場合にあつては、中間検査結果通知書(施行要綱第26号様式)を交付し、完全履行を要求するものとする。
  - 6 前項の規定により請負人が完全履行をした場合にあつては、その確認のため検査員は検査を行うものとする。
  - 7 前項の検査には、第1項から第5項までの規定を準用する。

(工事成績の評定)

第12 請負工事の施工成績の評定は、「名古屋市緑政土木局請負工事成績評定要領」(平成16年4月1日制定)に基づき行うものとする。

(その他)

第13 検査員は、検査の結果必要があると認めるときは、設計・施工及び監理に関する改善、その他について担当監督員等に対して指導又は助言することができる。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

名古屋市土木局・農政緑地局請負工事検査要領(平成11年4月1日施行)は廃止する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

〔別表 1〕 検査用具

区 分	用意すべき用具	必要に応じ用意すべき用具
共 通	エスロンテープ スチールテープ コンベックス	ポール、ピンポール、箱尺、水系、垂球、レベル、トランシット、勾配定規、懐中電灯、黒板チョーク、カメラ、水平器、鏡、シュミットハンマー、ノギス、塗膜厚測定計、接地抵抗測定計、絶縁抵抗測定計、脚立、梯子、リフト車
破壊検査用具	つ る は し の み ス コ ッ プ ハ ン マ ー	コアカッター、さく岩機
保安施設 保安器具 保護具	A 型 防 護 柵 セフティコーン 手旗（赤及び白） 安 全 帽	酸素濃度測定器、硫化水素濃度測定器、送風機 安全帯

(注) 工事内容に応じて必要な用具を準備する。なお、疑義がある場合は、検査員と協議すること

〔別表〕

# 検 査 基 準

【 参 考 資 料 】

(1) 共 通 事 項

区分	検 査 項 目	細 目		検 査 内 容	備 考
書 類	施工計画書 (変更施工計画書)	工 事 概 要	主要な工事内容	契約書をはじめ、法律及び緑 政土木局が定める規定並び に工事の施工方法に関する 公的基準と照合して、内容を 確認	
		実 施 工 程 表	工程の合理性		
		現 場 組 織 票	各管理責任者名 (施工体系図・施工体制台帳)		
		主要及び指定機械	機種 (機械名、型式、規格等)		
		主 要 資 材	品名、規格、公的規格名、製造業者名等		
		施 工 方 法	(主要機械、仮設備計画、工事用地等)		
		( 仮 設 備 計 画 )	使用資機材、機種、安定計算		
		施 工 管 理	材料及び作業の品質管理計画、出来形管理計画		
		緊 急 時 の 体 制	各連絡先		
		交 通 管 理	交通処理計画 (安全施設、交通整理員の配置等)		
		安 全 管 理	安全管理体制、安全・訓練等		
		環 境 対 策	騒音振動対策・大気汚染・水質汚濁等周辺地域の環境保全対策		
		現場作業環境の整備	工事現場のイメージアップ・現場作業員意識向上等		
		建設副産物処理計画	建設副産物処理 (計画・実施) 書		
そ の 他	特定建設作業実施届出書 (写) 官公署等への手続書類				
検 査	写真撮影計画書 (変更写真撮影計画書)	着手前・完成、使用材料、施工状況、安全管理、材料及び作業の品質管理、出来形、その他		工事施工記録写真作成方法 と照合して、内容を確認	
	指示・協議等	工事指示・承諾・協議書、承諾・協議・提出・報告書、工事打合せ記録簿、休日・夜間 作業届		内容を確認	
	出来形管理	出来形管理図表		請負工事施工管理基準と照 合して確認	
	品質管理	材 料	土・砕石類、コンクリート類、銅材、二次製品類、アスファルト合材、その他		品質、規格、寸法を土木工事 標準仕様書、請負工事施工管 理基準及び設計図書並びに 提出書類 (配合報告書、品質 試験報告書、品質規格証明 書、製作図等) と照合して確 認
作 業		締固め度、平板載荷試験、透水試験、加熱合材敷均し温度、電気抵抗、照度測 定、その他			

区分	検査項目	細目	検査内容	備考
書類 検査	工程管理	実施工程表、工事記録簿	資料を確認	
	工事施工記録写真帳	着手前及び完了、使用材料検収、作業状況、安全管理、品質管理、作業状況出来形管理、安全管理、その他	写真撮影計画書及び工事施工記録写真作成方法と照合して確認（特に不可視部分）	
	その他提出書類	竣工図（出来形図）、植樹保険加入付保証書、電気工作物の調査済証、建設副産物処理実施書（図）、型枠使用実績表、高炉セメント使用実績表、管理台帳作成（橋梁・標識・街路灯等）、建設廃棄物処理委託契約書（写）、マニフェスト（検査時持参）、社内検査結果、管理引継書類、下請負届、CORINSの受領書（着手・変更）写し、工事現場における施工体制の把握表、その他	資料を確認	
現場 検査	出来形検査	施工範囲（延長、面積、数量等）	任意の箇所を測定し、設計図書及び出来形管理図表と照合して確認	
		中心線、法線、位置		
		基準高、構造物の寸法（幅、長さ、高さ、厚さ）		
	品質検査	外観	品質、規格、寸法を設計図書と照合して確認	
		機能	操作して確認	遊具、機械、噴水、照明等
	出来映え	仕上がり、通り、取合わせ	観察して確認	
	破壊検査	コア採取	設計値と照合	
資料及び写真が不備なため、品質又は出来形等が確認できない場合				
後片付け	清掃、仮設物の撤去	工事区域及びその周辺の整理状況を確認		